

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 9 月 29 日（火）第3149号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱 (※) (経営金融課取扱い) 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第873号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成27年 9 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1号の2又は第3号」を「第2号，第5号又は第6号」に改める。

第3条第2号中「第2条第3項に規定する」を「第2条第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する」に改める。

別表第1 中小企業振興資金の項及び小規模企業活力応援資金の項中「福岡銀行鹿児島支店」を「福岡銀行鹿児島営業部」に改め，同表特別小口資金の項中「年0.55%」の次に「（中小企業信用保険法第2条第3項第7号に該当する小規模企業者にあつては，年0.50%）」を加え，「福岡銀行鹿児島支店」を「福岡銀行鹿児島営業部」に改め，同表創業支援資金の項中「福岡銀行鹿児島支店」を「福岡銀行鹿児島営業部」に改め，同表セーフティネット対応資金の項中「までに規定する」を「までのいずれかに該当する」に，「及び第8号に規定する」を「又は第8号に該当する」に改める。

## 附 則

この要綱は，平成27年10月1日から施行する。ただし，別表第1 中小企業振興資金の項及び小規模企業活力応援資金の項の改正規定，同表特別小口資金の項の改正規定（「福岡銀行鹿児島支店」を「福岡銀行鹿児島営業部」に改める部分に限る。），同表創業支援資金の項の改正規定並びに同表セーフティネット対応資金の項の改正規定は，同年9月29日から施行する。